

## 予防業務に係る手続きについて

### 第1 届出への対応について

令和8年4月1日から消防が受け付けた証（受付印）の廃止に伴い、入力フォームでの届出に変更となるが、工事整備対象設備等着工届（以下、「着工届」という。）及び消防用設備等設置届（以下、「設置届」という。）については、届出された内容について消防側の審査が必要になることから、届出者に対しては、消防からの「受付完了しました。」メールとは別に、審査が完了した旨の折り返しの返信（メール、電話等により）をすることとする。現地検査を省略できる工事についても、審査が完了した旨の折り返しの返信をすることとする。

### 第2 着工届について

消防法施行令第36条の2に掲げる工事以外でも、審査を必要とする工事については着工届の提出をお願いすることとする（例：誘導灯の着工）。

### 第3 現地検査の省略について

消防法施行令第35条に基づく消防検査は、原則、現地検査の完了後に完成検査済証を交付するが、軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（平成9年12月5日消防予第192号）。

### 第4 設置届の省略について

設置届は、消防法施行令第35条に基づく消防検査が必要な施設は原則必要であるが、工事が軽微な場合で以下のいずれかの場合は設置届を省略できることとする。

- ・消防用設備点検結果報告書に改修した内容が記載されている場合
- ・改善結果報告書に改修した内容が記載されている場合

#### 【工事が軽微な場合の例】

- ・消火器1～2個程度の取替
  - ・同一警戒の同式の感知器1～2個程度の取替
  - ・誘導灯の同等品以上への1～2個程度の取替
- 上記以外は、各署予防担当と協議とすること。

### 第5 消防検査が必要ない施設の設置届について

消防法施行令第35条に基づく消防検査が必要のない施設は、設置届の提出義務は無いが、当局として設備が適正に設置されたことを把握するために、設置届の提出をお願いすることとする。なお設置届の省略は第4と同様の扱いとする。検査済証が必要な場合は、各署予防担当と協議とすること。

以上

【担当】 消防局予防課査察指導担当  
【問い合わせ先】 35-1956